

沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会又は公開の聴聞に関する規程を次のように定める。

沖縄海区漁業調整委員会が開催する公聴会に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づく公聴会（以下「公聴会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定)

第2条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめその決議を経なければならない。

(討論等の禁止)

第3条 委員会は、公聴会においては、討論及び採決をすることができない。

第2章 公聴会

(構成)

第4条 公聴会は、委員会の会長（以下「会長」という。）及び委員（以下「委員」という。）が出席して開くものとする。

2 公聴会は、会長が主宰する。ただし、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する者が主宰する。

3 会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、出席委員の互選した委員がその職務を代行する。

(案件等の公示)

第5条 委員会は、公聴会を開催するときは、その開催の期日の5日前までに、公聴会の日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。ただし、緊急やむを得ない場合には、その期日を短縮することができる。

2 前項の公示は、委員会の事務局の入口その他公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

(公述人の範囲)

第6条 公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(書面の提出)

第7条 委員会は、公述人に対し、公聴会の開催される前日までに、住所、氏名、年令、職業及び発言の内容の要旨等を書面で提出させることができる。

(公述の機会の公平)

第8条 委員会は、公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公平に意見を述べさせなければならない。

(公述人の発言)

第9条 公述人は、公聴会において発言をしようとするときは、会長の許可を得なければならない。

(公述人の発言の範囲等)

第10条 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を制限し、若しくは禁止し、又は当該公述人に退場を命ずることができる。

3 会長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人に対し、その発言時間を制限するこ

とができる。

(委員の質疑)

第11条 委員は、公述人に対し質疑することができる。ただし、公述人は委員に質疑することはできない。

(代理人又は書面による公述)

第12条 公述人は、委員会の同意を得た場合には、代理人をして意見を述べさせ、又は書面で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述人の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

(公聴会の秩序の維持)

第13条 会長は、公聴会の秩序を維持するため、必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、若しくは傍聴人に退場を命じ、又は公聴会を中止することができる。

第3章 雑則

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、公聴会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、その都度定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年8月16日海区漁業調整委員会告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日海区漁業調整委員会告示第1号)

この告示は、平成7年3月31日から施行する。

附 則 (平成22年9月21日海区漁業調整委員会告示第1号)

この告示は、平成22年9月21日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日海区漁業調整委員会告示第1号)

この告示は、令和2年12月1日から施行する。